

令和5年度答申第23号
令和5年8月25日

諮問番号 令和5年度諮問第19号（令和5年7月31日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人Xが、兄のAは海軍軍人として戦死したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人はAの死亡の当時における遺族に該当しないと判断し、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。

以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族(死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とすると規定している。
- (5) 特別弔慰金支給法2条3項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。
- (6) 特別弔慰金支給法2条の2第1項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の前条3項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子がなかったときは、当該死亡した者の死亡の当時における父母、孫若しくは祖父母又は兄弟姉妹で、当該死亡した者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。
- (7) 特別弔慰金支給法2条の2第2項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の前条3項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、基準日に当該死亡した者の子がなかった場合であって、基準日において上記(6)により戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、当該死亡した者の死亡の当時における父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうち、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。
- (8) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の前条3項各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、基準日に当該死亡した者の子がなかった場合で

あって、基準日において上記(6)及び(7)により戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）のうち、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) Aは、大正8年a月b日、父のCと母のDの間の長男として出生した。Aは、昭和18年6月8日、海軍軍人として戦死した。

（除籍謄本（戸主：E、F認証のもの）、除籍謄本（戸主：E、G認証のもの（認証日：平成31年3月11日））、除籍謄本（戸主：E、G認証のもの（認証日：令和3年7月5日））、功績調査票、功績調査票（H）、死没者調査票、遺族年金弔慰金請求書処理票、戦没原簿（軍人）、戦病死者名簿、合同海軍葬儀名簿、死没者撮要綴（I関係）、I遺骨伝達関係票）

- (2) 審査請求人は、昭和13年c月d日、父のJと母のKの間の二女として出生した。審査請求人は、昭和19年8月14日、母Dの養子となる縁組をした。

（戸籍個人事項証明書（L）、除籍謄本（戸主：E、G認証のもの（認証日：平成31年3月11日））、除籍謄本（戸主：E、G認証のもの（認証日：令和3年7月5日））、改製原戸籍謄本（戸主：父J））

- (3) 審査請求人は、令和2年7月20日、住所地のMを経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、Aの妹であるとして、Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (4) 処分庁は、令和3年1月7日付けで、審査請求人に対し、「特別弔慰金の支給対象は、戦没者等の死亡当時の御遺族であることが要件となります。請求者であるX様は、死亡したA様の死亡後にA様の母と養子縁組しており、死亡当時の御遺族に当たらないため、特別弔慰金を受ける権利を有しない」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (5) 審査請求人は、令和3年2月15日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和5年7月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張

以下の理由により、本件却下処分取消しを求める。

(1) 審査請求書

Aとの1年以上の生計関係が認められない点に不服がある。審査請求人は、出生時からAと同居して生活していたが、戦時中のため、母Dとの養子縁組の届出が遅れてしまった。

(2) 反論書

「あまりにも形式だけで戦争中の私のような者の反論等聞く事はできませんか。血も涙もない通知を受け取ることはできません。私にとって6月8日は兄の命日で靖国神社に詣でる日です。理解して頂きたく存じます。」

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人は、Aの妹であると主張しているから、審査請求人が基準日において弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる戦没者等の遺族であると認められるためには、審査請求人が特別弔慰金支給法2条の2第1項又は第2項に規定する死亡した者の死亡の当時における兄弟姉妹に該当することが必要である。
- 2 そこで、審査請求人から提出された戸籍を検討すると、以下のことを確認することができる。
 - (1) Aは、大正8年a月b日に父Cと母Dの間の長男として出生し、昭和18年6月8日に死亡している。
 - (2) 審査請求人は、昭和13年c月d日に父Jと母Kの間の二女として出生し、昭和19年8月14日に母Dの養子となる縁組をしている。この養子縁組は、Aの死亡後にされたものであるから、審査請求人は、Aの死亡の当時における妹に該当しない。
- 3 次に、審査請求人は、「Aとの1年以上の生計関係が認められない点に不服がある。審査請求人は、出生時からAと同居して生活していたが、戦時中のため、母Dとの養子縁組の届出が遅れてしまった。」と主張するが、この主張が事実であったとしても、特別弔慰金の支給対象は、死亡した者の死亡

の当時における遺族とされている（特別弔慰金支給法2条及び2条の2）から、審査請求人は、特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

- 4 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）	: 令和3年2月15日
（審査庁）	: 同月22日
弁明書の受付	: 同年3月30日
処分庁への物件の提出依頼（1回目）	: 同年6月10日
	（弁明書の受付から約2か月半）
処分庁からの物件の提出（1回目）	: 同年7月8日
処分庁への物件の提出依頼（2回目）	: 同月9日
処分庁からの物件の提出（2回目）	: 同月27日
審理員意見書の提出	: 令和4年6月22日
	（処分庁からの物件の提出（2回目）から約1か月）
本件諮問	: 令和5年7月31日
	（審理員意見書の提出から約1年1か月半、審査庁による本件審査請求の受付から約2年5か月半）

- (2) そうすると、本件では、①弁明書の受付から処分庁への物件の提出依頼（1回目）までに約2か月半、②処分庁からの物件の提出（2回目）から審理員意見書の提出までに約1か月、③審理員意見書の提出から諮問までに約1年1か月半を要した結果、審査庁による審査請求の受付から諮問までに約2年5か月半もの長期間を要している。しかし、上記①から③までの各手續に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急

に改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、Aの妹であるとして、Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をしている（上記第1の2の(3)）。しかし、Aは父Cと母Dの間の子であり、審査請求人は父Jと母Kの間の子である（上記第1の2の(1)及び(2)）から、審査請求人は、Aの実妹ではない。審査請求人がAの妹となったのは、審査請求人が母Dと養子縁組をしたからであるが、事件記録中の関係戸籍によれば、Aは昭和18年6月8日に死亡しており、審査請求人が母Dと養子縁組をしたのは昭和19年8月4日である（上記第1の2の(1)及び(2)）から、審査請求人と母Dとの養子縁組は、Aの死亡後にされたものである。

特別弔慰金支給法2条の2第1項及び第2項の規定によれば、死亡した者の兄弟姉妹で戦没者等の遺族とみなされるのは、死亡した者の死亡の当時における兄弟姉妹である（上記第1の1の(6)及び(7)）が、上記のとおり、審査請求人が母Dと養子縁組をしたのは、Aの死亡後であるから、審査請求人は、Aの死亡の当時における兄弟姉妹ではない。

これに対し、審査請求人は、戦時中のため、母Dとの養子縁組の届出が遅れてしまったと主張する（上記第1の3の(1)）が、養子縁組は、その届出によって効力を生ずる（民法（明治29年法律第89号）799条において準用する739条1項）から、審査請求人は、Aの死亡の当時、母Dの養子であったということはできない。

したがって、審査請求人には、特別弔慰金支給法2条の2第1項及び第2項の規定の適用はない。

- (2) また、審査請求人は、Aとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があると主張し、「私にとって6月8日は兄の命日で靖国神社に詣でる日です。」と述べて、Aの葬祭にも言及している（上記第1の3の(1)及び(2)）から、特別弔慰金支給法2条の2第3項の規定の適用も主張するようである。しかし、事件記録中の関係戸籍によれば、審査請求人が、Aの死亡の当時、Aの「配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族」であったと認めることはできない。

したがって、審査請求人には、特別弔慰金支給法2条の2第3項の規定

の適用もない。

- (3) 上記(1)及び(2)で検討したところによれば、審査請求人は、Aの死亡の当時、Aの妹でも、また、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定するAの三親等内の親族でもないから、審査請求人には、特別弔慰金支給法2条の2第1項から第3項までの規定の適用はない。

そうすると、審査請求人は、特別弔慰金を受ける権利を有する戦没者等の遺族に該当しないから、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美